

# 令和3年度旭川市農業委員会第11回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和4年2月25日（金曜日）
- 2 開催時間 午後2時15分開会 午後2時32分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 18名  
1番・北原 浩美      2番・鹿野 直子      3番・柿木 和恵      4番・佐藤 慎二  
5番・秦 真一      6番・外川 守      7番・湯浅 光二      8番・高倉 伸淳  
9番・松木 一幸      10番・宮嶋 睦子      11番・平 克洋      12番・鷺尾 勲  
13番・浅沼 博実      15番・一宮 敏昭      16番・清水 利秋      17番・石尾 卓也  
18番・山田 孝      19番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 14番・只石 博幸
- 6 事務局職員 小浜事務局次長      大谷副主幹      北田主査  
稲場主査      長根主査
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 5番・秦 真一      6番・外川 守
- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (3) 議案第3号 現地目証明願について
  - (4) 議案第4号 農地・非農地の判断について
  - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
  - (7) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

## 10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第11回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、18名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
- 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、14番只石委員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 5番秦委員、6番外川委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
- また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし4ページでございます。
- 御審議いただきますのは所有権移転が4件、使用貸借権の設定が1件の合計5件で、地区の内訳は所有権移転が東鷹栖地区1件、東旭川地区3件、使用貸借権の設定が西神楽地区1件となっております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
- 番号2番につきましては、滝川職務代理者に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

- 委員（滝川 岳雪） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。番号2番につきましては、譲受人が耕作地内の国有地の払い下げを受ける案件でございます。  
議案補足資料2ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号2番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、番号2番について「異議なし」と認め、許可をすることに決定いたします。
- 委員（滝川 岳雪） （着席）
- 議長（山田 孝） 滝川職務代理者が関係する案件について、決定いたしました。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
番号1番及び4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。番号3番につきましては、譲受人が耕作地内の国有地の払い下げを受ける案件でございます。  
番号5番につきましては、貸主が所有する農地を借主である後継者へ使用貸借し、経営を移譲する案件です。  
いずれも、議案補足資料1ページ及び3ページないし5ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号1番及び3番ないし5番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

- 委員 (意見なし。)
- 議長 (山田 孝) それでは、番号1番及び3番ないし5番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 
- 議長 (山田 孝) 続きます、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局 (長根主査) 事務局。  
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは5ページないし21ページでございます。  
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が8件、利用権の設定が35件、合計で43件でございます。地区別の内訳でございますが、所有権移転が永山地区1件、西神楽地区7件となっており、利用権設定が東鷹栖地区12件、西神楽地区13件、東旭川地区10件となっております。集積面積は、所有権移転が19.8ha、利用権設定が66.9ha、合計86.7haでございます。  
いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしているものと判断されることから、議案の内容に基づき、農用地利用集積計画案を策定いたしました。  
なお、議案に記載される面積ですが、所有権移転や利用権設定においては、御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後報告があります、農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の面積を記載しておりますので、登記面積の修正や内地番の見直しなどにより、面積が異なる場合がありますことを御承知おきください。  
以上でございます。
- 議長 (山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。  
利用権設定の番号20番につきましては、平委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。
- 委員 (平 克洋) (退席)
- 議長 (山田 孝) それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局 (長根主査) 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。議案の16ページを御覧くだ

さい。利用権設定の番号20番につきましては、稼働力不足を理由とする新規案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号20番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） ありませんということでありますので、利用権設定の番号20番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○委員（平 克洋） (着席)

○議長（山田 孝） 平委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主査） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
所有権移転の番号1番及び3番ないし6番は、農地保有合理化事業による北海道農業公社への売り渡し、番号2番、7番及び8番は、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。利用権設定の内、議事参与制限の1件を除いた34件の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が15件、借主変更が9件、解約再設定が1件、農地保有合理化事業による貸付が1件、稼働力不足などを理由とした新規案件が8件でございます。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番ないし8番、利用権設定の番号1番ないし19番、21番ないし35番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「現地目証明願について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。  
日程第3議案第3号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは23ページでございます。

東鷹栖地区で1件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、積雪はありますが、住宅及び車庫が建っており、旧来からの宅地といえる状況であることから、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） 議案第3号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定をいたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農地・非農地の判断について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。  
日程第4議案第4号「農地・非農地の判断について」を御説明いたします。議案の該当ページは25ページでございます。

今年度、農地利用状況調査において農地の現況調査を行い、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農林水産省が制定した「農地法の運用について」の第4に基づき、農地部会の議決により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を行うものです。

御審議いただく土地は江神地区の2件で、合計面積は約2.8haとなっております。

当該農地につきましては、利用状況調査時に、今後農業上の利用の増進を図ることが見込まれないとの判断でしたが、前回利用意向調査実施時から、複数年経過していたため、改めて利用意向調査を実施し、所有者等に耕作意思がない旨確認したものであります。

なお、表の中ほどにあります、荒廃農地調査分類ですが、再生利用が可能な荒廃農地についてはA分類、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地についてはB分類となります。

農地に該当しない旨の判断をした場合は、土地所有者、北海道、旭川市、

法務局等への関係機関に対してその旨を通知するとともに、農地台帳の整理等を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） 発言がありませんので、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定をいたします。

---

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。  
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは27ページないし34ページでございます。

本件につきましては合計11件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で1件、永山地区で1件、西神楽地区で3件、東旭川地区で6件となっております。

届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。  
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。  
議案の該当ページは35ページないし42ページでございます。  
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で6件、永山地区で1件、西神楽地区で7件、東旭川地区で1件ございました。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 発言がありませんので、報告第2号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（長根主査） 事務局。  
日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の43ページを御覧ください。  
本件につきましては、東鷹栖地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

---

---

○議長（山田 孝）

以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第11回定例農地部会を閉会いたします。